

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 6月29日

横瀬町長 富田 能成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
横瀬町全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成27年 6月25日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1 経営体
	個人	1 2 経営体
	集落営農（任意組織）	1 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・ 農業後継者に対する施設や機械等の支援、新規就農希望者に対応できる体制（農機の再利用、農地の情報提供、研修の受け入れ等）の整備、また、認定農業者や意欲のある農業者の育成を図り、地域の中心となる農業者の確保に努める。
  - ・ 担い手となる認定農業者や意欲のある農業者への農地の集積を図り、優良農地の確保、耕作放棄地の解消に努める。
  - ・ 電気柵等の設置、有害鳥獣の捕獲、追い払い、その他広域的な取り組みにより、優良農地を守るための有害鳥獣対策を実施する。
  - ・ 地産地消に取り組み、農産物加工場等の活用による6次産業化を推進することで、新たな販路の拡大に努める。